北海道告示第 10024 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年5月21日までに北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成30年1月19日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 静内カリンパショッピングモール 日高郡新ひだか町静内木場町2丁目13番5ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 安達 隆好 札幌市中央区大通西 6 丁目 10 番地 1
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 静内ショッピングセンター 日高郡新ひだか町静内木場町2丁目21番地1ほか

(変更後) 静内カリンパショッピングモール 日高郡新ひだか町静内木場町2丁目13番5ほか

- イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (変更前) セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 本多 貞直 札幌市中央区大通西6丁目10番地1
 - (変更後) セントラルリーシングシステム株式会社 代表取締役 安達 隆好 札幌市中央区大通西6丁目10番地1
- ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ゲオ	代表取締役 吉川 恭史	愛知県春日井市如意申町5丁目11番3号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番24号
株式会社ジーフット	代表取締役 松井 博史	愛知県名古屋市千種区今池3丁目4番10号
株式会社はるやまチェーン	代表取締役 福田 則之	札幌市豊平区平岸2条9丁目3-15
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号
株式会社セイコーマート	代表取締役 丸谷 智保	札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社パルコム	代表取締役 黒森 功	札幌市中央区南2条西1丁目MOMAビル5F

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社ゲオホールディングス	代表取締役 遠藤 結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号OMCビル	(7)
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	(1)
株式会社ジーフット	代表取締役 堀江 泰文	東京都中央区新川1丁目23番5号新川イースト	(ウ)
株式会社はるやまチェーン	代表取締役 福田 則之	札幌市豊平区平岸2条9丁目3-15	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	
株式会社セコマ	代表取締役 丸谷 智保	札幌市中央区南9条西5丁目421番地	(1)
株式会社クロモリ	代表取締役 黒森 功	千歳市錦町4丁目1番地	(1/2)

(4) 変更年月日

上記(3) ア 平成29年7月1日 上記(3) イ 平成29年6月30日 上記(3) ウ(7) 平成23年11月1日 上記(3) ウ(4) 平成26年8月7日 上記(3) ウ(b) 平成27年5月1日 上記(3) ウ(c) 平成28年4月1日 上記(3) ウ(d) 平成24年11月29日

(5) 変更理由

上記(3)ア 名称及び所在地変更のため

上記(3)イ 代表者変更のため

上記(3) ウ(ア) 名称、代表者及び住所変更のため

上記(3) ウ(イ) 代表者変更のため

上記(3) ウ(ウ) 代表者及び住所変更のため

上記(3) ウ(エ) 名称変更のため

上記(3) ウ(オ) 名称及び住所変更のため(フランチャイズ本部社名より変更)

2 届出年月日

平成29年12月21日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成30年1月19日(金)から同年5月21日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで